

環境経営レポート



(期間 2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日)

発行日 2025 年 6 月 6 日

もくじ

1. 主要な事業内容の概要	
1 -1) 事業者及び代表者	3
-2) 所在地	3
-3) 設立年月日	3
-4) 資本金	3
-5) 環境管理責任者及び連絡先	3
-6) 沿革	3
-7) 認証登録範囲	3
-8) 事業の規模	3
-9) 事業の活動の内容	4
-10) 産業廃棄物の処理量	4
-11) 事業所施設略図	5
-12) 許可証一覧	6
-13) 事業の範囲一覧	6
-14) 許可車両及び保有設備	6
2. エコアクション21組織体制図	7
3. 環境経営方針	8
4. 環境経営目標とその実績	9
5. 環境経営計画	10
6. 環境経営目標の実績評価と次年度の計画	10
7. 関係法令の遵守	11
8 -1) 主な環境関連法規等のとりまとめ及びチェック	11
-2) 違反・訴訟等	12
9. 代表者による評価及び見直し	12

1. 主要な事業内容の概要

1) 事業者及び代表者

株式会社 ヒロコム
代表取締役 廣瀬 直樹

2) 所在地

〒457-0821
愛知県名古屋市南区弥次エ町二丁目58-1
TEL052-612-9953 FAX052-612-9954
URL : <https://sanpai-nagoya.jp/>

3) 設立年月日

2005年10月1日

4) 資本金

2,200万円

5) 環境管理責任者及び連絡先

環境管理責任者 井村 健
担当者 宮田 沙也加
連絡先 TEL052-612-9953



6) 沿革

2001年有限会社ヒロセを主に金属回収及び産業廃棄物収集運搬業とし発足し、2003年名古屋市南区に産業廃棄物中間処分施設を開設する。平成17年に産業廃棄物部門を、株式会社ヒロコムとし分社した。

7) 認証登録範囲 全組織・全活動

組織 本社・工場
事業活動 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処分業、金属買取

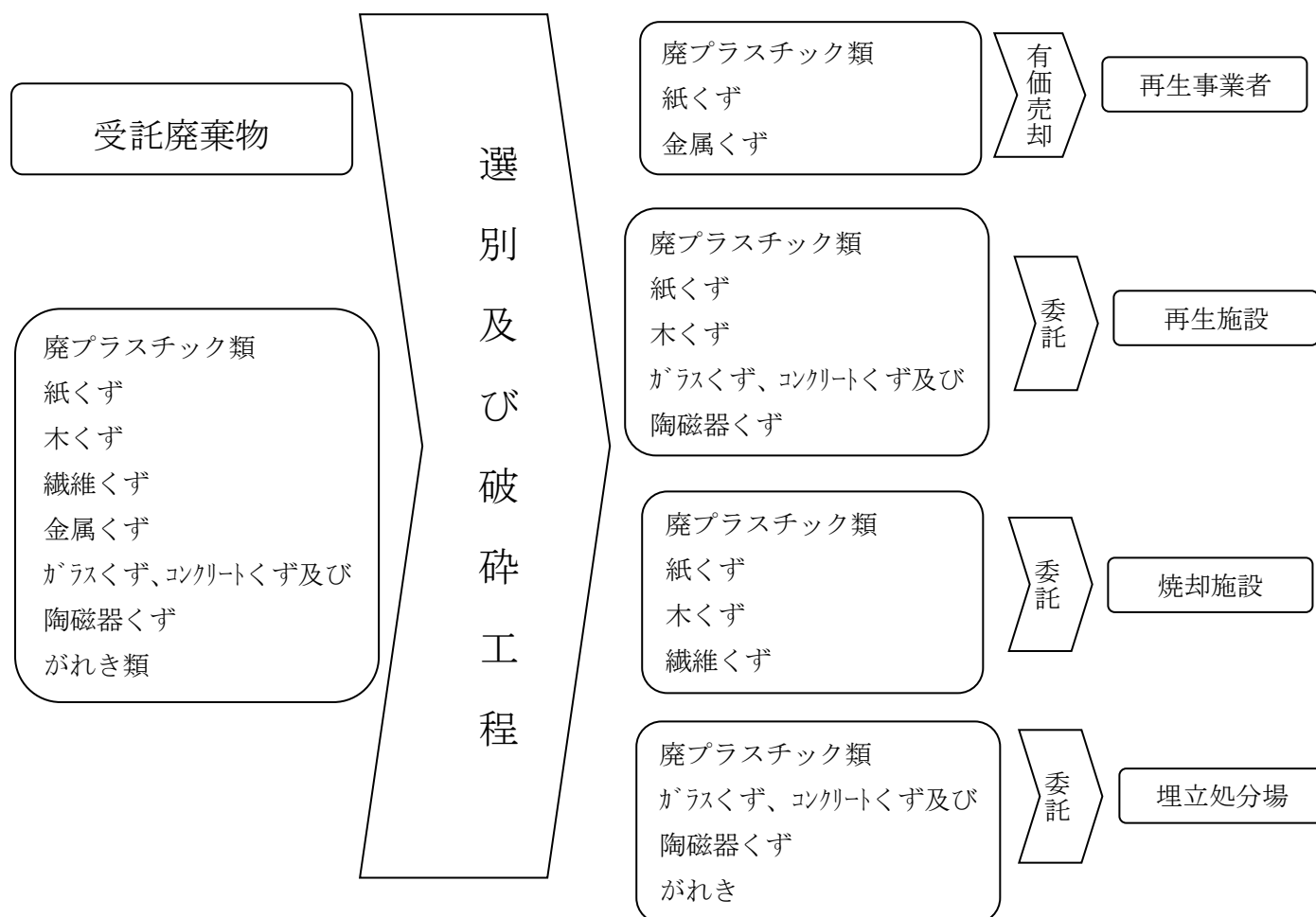
8) 事業の規模

事業の規模	単位	2022年	2023年	2024年
中間処分量	t	4,397	4,746	4,740
収集運搬量	t	3,115	3,110	3,076
売上高	百万円	420	470	460
従業員数	人	17	17	17
床面積	m ²	980	980	980

9) 事業活動の内容

産業廃棄物中間処分業及び産業廃棄物収集運搬業

【受託産業廃棄物処理工程図】

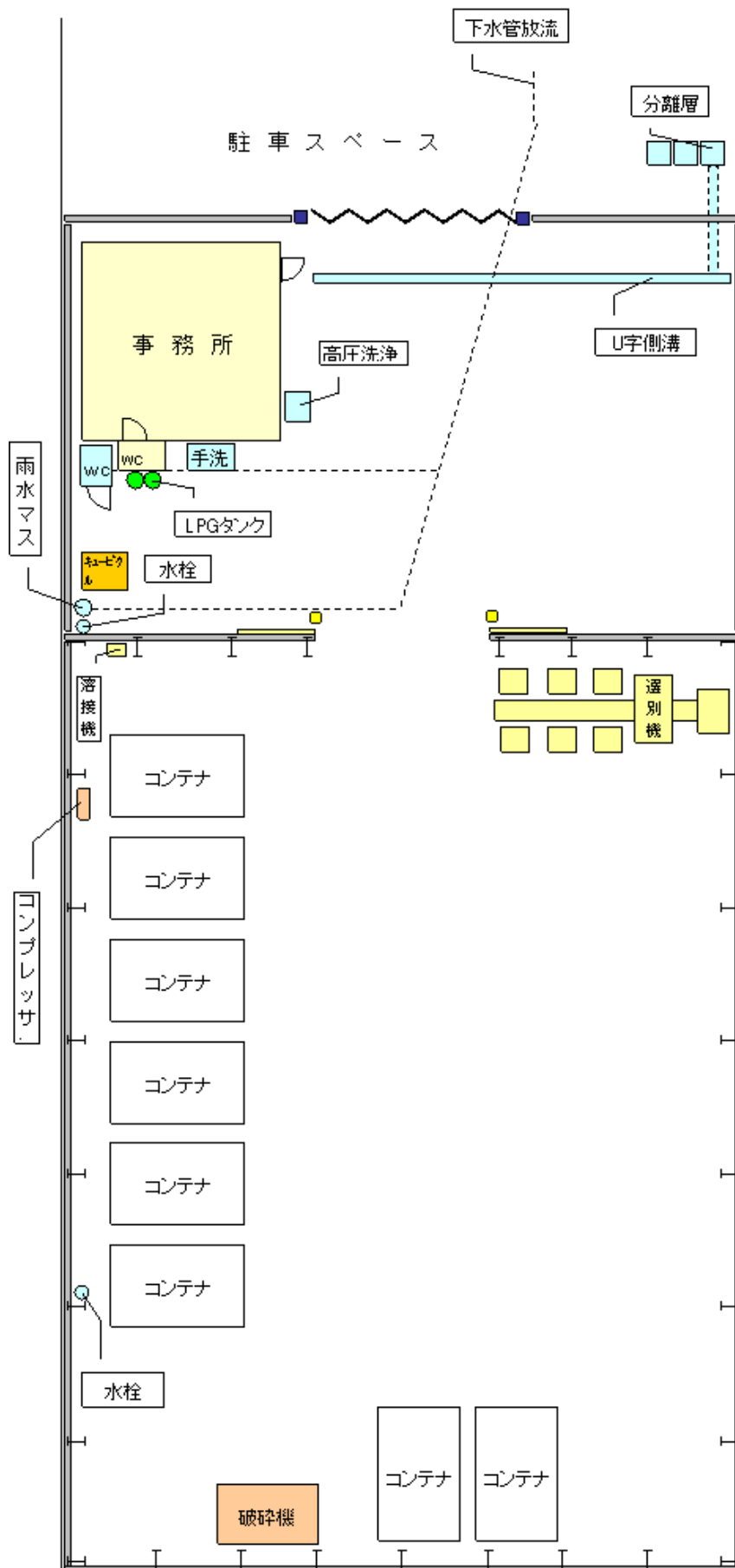


※廃棄物の単価については、随時お見積り致します。

10) 産業廃棄物の処理量

	2022年度	2023年度	2024年度
総入荷量	4,767 t	4,746 t	4,860 t
うち収集運搬量	3,115 t	3,052 t	3,076 t
うち他社運搬量	1,652 t	1,694 t	1,784 t
中間処分量	4,397 t	4,746 t	4,740 t
うち再資源化等量	2,274 t	2,391 t	2,550 t

11) 事業所施設略図



12) 許可証一覧

許可区分	県及び政令 指定都市名	許可番号	更新年月日	有効年月日
産業廃棄物 中間処分業	名古屋市	第06420075260号	令和6年3月16日	令和13年3月15日
産業廃棄物 収集運搬業	愛知県	第02300075260号	令和6年2月14日	令和13年2月13日
特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	愛知県	第02350075260号	令和2年12月18日	令和7年12月17日
産業廃棄物 収集運搬業	岐阜県	第02100075260号	令和6年1月29日	令和13年1月28日
産業廃棄物 収集運搬業	三重県	第02400075260号	令和6年2月9日	令和13年2月8日
産業廃棄物 収集運搬業	静岡県	第02201075260号	令和5年1月24日	令和10年1月23日
産業廃棄物 収集運搬業 (積替え保管)	名古屋市	第06410075260号	令和6年3月16日	令和13年3月15日

※積替え保管 面積：98.95㎡ 保管上限：140.56m³

13) 事業の範囲一覧

事業の区分	廃棄物の種類	能力
収集運搬業	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類・汚泥・ 廃油・廃酸・廃アルカリ・燃え殻・動植物性残さ	許可車両 13台
特別管理 収集運搬業	引火性廃油・腐食性廃酸・廃植性廃アルカリ・特定有害廃石綿	許可車両 13台
中間処分業 選別	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類	168t／1日
中間処分業 破砕	廃プラスチック類(4.6t/日)・紙くず(5.5t/日)・木くず(4.46t/ 日)・繊維くず(4.53t/日)・金属くず(6.77t/日)・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(10.3t/日)	日(8時間)

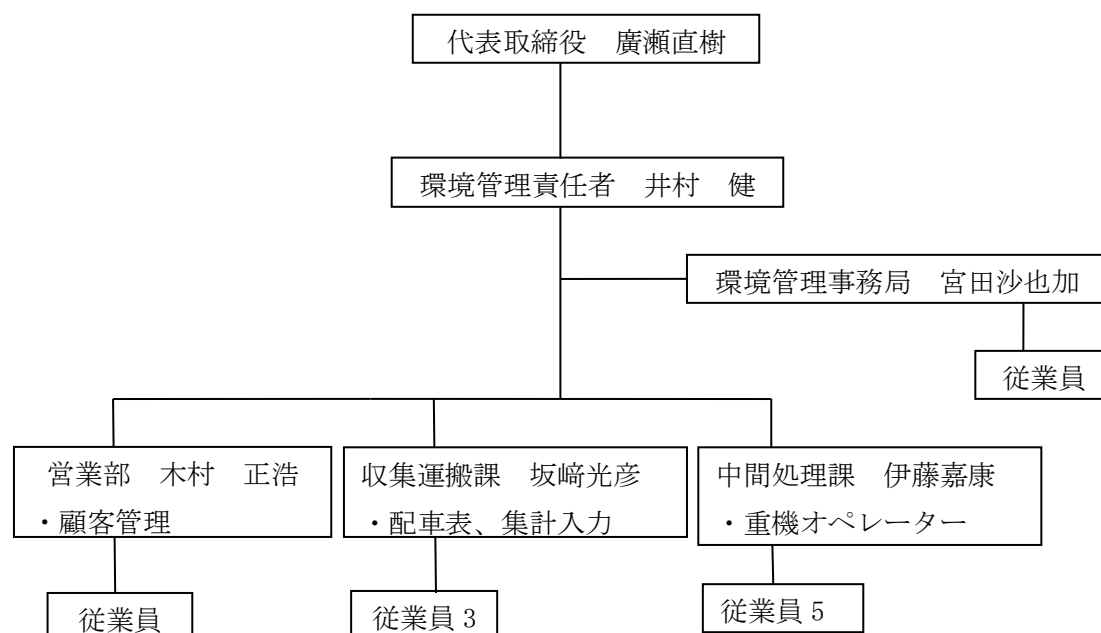
14) 許可車両及び保有設備 (～2024年3月31まで)

収集運搬車両	アームロール車×5台・小型クレーン車(7t)×1台・平車×3台 パワーステアリング車(2t)×2台・アームロール小型クレーン車×1台・ パッカー車×1台	合計13台
作業車両	2.5tフォークリフト×2台・2.5t回転フォークリフト×1台 0.45パッカー×1台	合計4台
機械設備	選別ライン×1・破砕機(22kw)×1	合計2基

2. エコアクション21組織体制図

2015年6月1日より組織体制を下記組織体制図のとおりとする。

2024年4月1日現在（合計17名）



代表取締役	・環境方針の策定及び誓約・公表 ・経営資源の準備（人材・資金・育成等） ・代表者による全体の評価と見直し ・環境レポートの承認
環境管理責任者	・EA21システムの確立・実施 ・環境負荷・取組への自己チェックの承認 ・環境関連法規のとりまとめ及び遵守状況の承認 ・環境目標及び環境活動計画の策定 ・環境レポートの確認 ・教育・訓練計画の策定と実施 ・緊急時対応訓練推進
環境管理事務局	・環境負荷・取組への自己チェックの実施 ・環境関連法規の取りまとめ及び遵守状況の確認 ・環境文書及び記録の作成・管理 ・環境レポートの作成
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

3. 環 境 経 営 方 針

《環境理念》

私達は、子供達や孫の世代まで、住み良い環境を創造する為に、リサイクル技術や知識の向上を全社員一丸となり目指します。

当社は「100%リサイクル」を目標とし「人材育成」に力を注ぎ、道徳心のある社員づくりに全力で取り組みます。

環境問題に対して企業の社会的責任を深く認識し、循環型社会の創造を目指します。

《基本方針》

1). 【環境法規等の遵守】

環境に関する諸法規及び環境条例、その他当社が同意する協定等の要求事項を遵守し、企業の社会的責任を果たします。

2). 【二酸化炭素排出量の削減】

電気、化石燃料などの使用量を削減し、環境負荷の抑制に努めます。

3). 【廃棄物の削減・リサイクル】

廃棄物の分別と資源リサイクルを促進し、最終処分量を減らし、循環型社会の形成に貢献します。

4). 【水使用量の削減・グリーン購入】

節水に努め、水使用量の削減に取り組み、グリーン購入を促進し、資源を有効活用します。

5). 【環境管理体制】

環境方針を全社員に周知し、環境目標を設定し、定期的に見直す事により、継続的に環境改善に取り組みます。

6). 【環境コミュニケーション】

環境活動レポートを社内外に広く公表します。

7). 【環境教育】

環境教育を全社員に行い、人材育成に努めます。

制定日 2008年 11月 1日

株式会社 ヒロコム

代表取締役 廣瀬 直樹

4.環境経営目標とその実績

○2024年度以降の環境目標の設定

		単位	基準数値 (2009年)設定 (2022年)改定	年次目標		
				第16年次目標 2024年4月～ 2025年3月～	第17年次目標 2025年4月～ 2026年3月～	第18年次目標 2026年4月～ 2027年3月～
二酸化炭素排出量の削減	使用電力の削減	kwh/廃棄物t	8.04	7.79 3%Down	7.72 4%Down	7.64 5%Down
	ガソリン使用量の削減	ℓ/廃棄物t	0.598	0.580 3%Down	0.574 4%Down	0.568 5%Down
	軽油使用量の削減	ℓ/廃棄物t	6.567	6.369 3%Down	6.304 4%Down	6.239 5%Down
水使用量の削減		m ³	112	108.640 3%Down	107.520 4%Down	106.400 5%Down
グリーン購入数		個	45	45	45	45
廃棄物のリサイクル率		%	60.42	62.23 3%Up	62.83 4%Up	63.44 5%Up

・化学物質は取り扱っておりません。

※電力のCO2排出係数は中部電力ミライズ㈱2020年度調整後排出係数0.379と、中央電力㈱2020年度調整後排出係数0.488を採用しております。

○2024年度の目標数値と結果(4月～3月)

		単位	目標数値	結果	
	使用電力量	kwh		41,318	
	廃棄物量	t		4,860	
二酸化炭素排出量の削減	使用電力の削減	kwh/廃棄物t	7.79	8.50	91.6%
	ガソリン使用量	ℓ		2,655	
	ガソリン使用量の削減	ℓ/廃棄物t	0.580	0.546	106.2%
	軽油使用量	ℓ		41,085	
	軽油使用量の削減	ℓ/廃棄物t	6.369	8.454	75.3%
	原単位評価	総量/廃棄物量	0.026	0.027	97.7%
	合計(総量)	kg-CO2		129387	
水使用量の削減	水使用量	m ³		120	
	水使用量の削減	m ³	109	120	90.5%
グリーン購入率数		個	45	50	111.1%
廃棄物のリサイクル率		%	62.23	53.79	86.4%

5. 環境経営計画

※二酸化炭素排出量削減の為、軽油・ガソリン使用量の削減をすすめます。

- ①. エコドライブ
- ②. アイドリングストップ
- ③. 燃費等データーの把握
- ④. 車両点検の徹底（毎日）

※二酸化炭素排出量削減の為、電気使用量の削減をすすめます。

- ⑤. エアコンの温度設定（夏季28℃冬季21℃）の厳守
- ⑥. 蛍光灯等照明器具の消燈
- ⑦. 節電告知ラベル貼付け

※水資源節約の為、社員全員で節水に努めます。

- ⑧. 節水告知ラベル貼付け
- ⑨. 洗車水・散水の節約
- ⑩. 節水コマの取付け

※資源節約の為、受託廃棄物のリサイクル率100%を目指します。

- ⑪. 受託廃棄物のリサイクル率アップ
- ⑫. 排出者への分別等の提案

※環境影響を緩和する為、グリーン購入を推奨します。

- ⑬. グリーン購入の推進
- ⑭. その他コピー用紙の裏紙使用

6. 環境経営目標の実績評価と次年度の計画

目標	達成状況	評価	次年度の計画
使用電力の削減	未達成	去年度より減ったが猛暑が続いたため使用量が増えた。	目標の見直しが必要。
ガソリン使用量の削減	達成	計画通り実施できた	引き続きガソリンの使用を減らす。
軽油使用量の削減	未達成	遠方の顧客が増えた。	目標の見直しが必要。
水使用量の削減	未達成	去年度より減ったが熱中症対策の為、水を撒く量が増えた。	目標の見直しが必要。
グリーン購入率	達成	計画通り実施できた。	引き続き購入率を上げる。
廃棄物リサイクル率	未達成	リサイクルを増やしてはいるが、品質の悪いものも多いので難しい。	リサイクル率の目標値の見直しが必要。

7. 関係法令の遵守

1) 主な環境関連法規等のとりまとめ及びチェック

当社が遵守しなければならない主な環境関連法規等は義務欄にチェックのある法規であり、環境活動の推進に努める法規は責務欄にチェックのある法規です。

環境関連法規のとりまとめ

更新日:2020年 6月16日

チェック日:2025年 4月 3日

法令等の名称		該当する条項等	適用される要求事項	法規制等取りまとめチェック欄		
				義務	責務	遵守
基本・一般	○環境基本法	第8条	■事業者の責務(ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置を講ずる。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減に努める)		○	○
	○地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条	■事業者の責務(温室効果ガス排出の抑制に努める)		○	○
	○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律		■事業者の責務		○	○
	○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	第14条	■事業者の責務		○	○
大気	○自動車から排出される窒素感化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)	第4条 第12条	■事業者の責務(自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に努める) ■対策域内での使用及び所有の不可		○	○
	○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第6条	■特定製品(業務用エアコン、冷蔵庫等)の整備・廃棄時のフロン回収・破壊 ■引取証明書による回収・破壊の工程の確認(簡易点検)	○		○
	○水質汚濁防止法		■水質基準の遵守 ■定期的な清掃及び点検		○	○
水質	○下水道法	第10条	■下水道への放流		○	○
騒音	○騒音規制法	第5条 第6条 第8条	■特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 ■特定施設(施行令別表第1)の届出 例:空気圧縮機・送風機7.5kw以上 ■特定施設の変更届(騒音が増加しない場合はこの限りではない)		○	○
	○振動規制法	第5条 第6条	■特定工場、特定施設を設置している事業所は規制基準を遵守 ■特定施設(施行令別表第1)の届出		○	○
廃棄物・リサイクル	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	第14条 第12条 第12条-第12条-3	■産業廃棄物処理業者は市町村長の許可が必要 ■保管基準の遵守(表示、衛生管理等) ■許可業者に委託(産廃は契約) ■多量排出事業者の削減計画提出・報告 ■マニフェスト発行・返送遅延時の届出 ■マニフェスト交付状況の報告(電子マニフェストの為不要)	○		○
	○市民の生活環境の保全等に関する条例	第89条	■再生資源になるものを徹底選別		○	○
	○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB処理法)	第2条上	■ポリ塩化ビフェニル廃棄物 当社は許可上請負うことができない		○	○
	○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	■事業者の責務		○	○
	○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)		■特定製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫等、洗濯機)の回収・運搬に関し適切な引渡		○	○
	○使用済自動車の再資源化等に関する法律	第5条	■自動車の所有者の責務 ■自動車の廃棄・使用済自動車の引渡義務		○	○
エネルギー	○エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第5条	■燃料の燃焼の合理化 ■電気の動力、熱等への変換の合理化 ■記録・点検・処置 ■判断基準の遵守		○	○
その他	○消防法	第31条の4	■消防用設備等の点検と報告	○		○
	○道路交通法				○	○

2) 違反・訴訟等

環境関連法規への違反はありません。

又、関係当局よりの違反、訴訟等の指摘も、過去3年間ありません。

外部からの環境に関する苦情・要望等と緊急事態の発生も有りませんでした。

8. 代表者による評価及び見直し

代表取締役 廣瀬 直樹

2025年4月3日

弊社の環境目標の基準値は、産業廃棄物の入荷量から目標数値の設定をしています。

産業廃棄物中間処分業が景気に影響を受けると考えられるなか、入荷量の増加により環境目標値が未達成となることに加え、遠方の顧客の増加により燃料の使用量も増加しております。

また、例年を大きく上回る猛暑により冷房設備の稼働時間が長時間化し使用電力量が増加しました。

今後はさらなるエコドライブの徹底や配送ルート最適化に取り組み、空調・照明の見直しを行い空調管理の最適化を目標達成に向けて引き続き取り組んでいきます。環境負荷の削減・リサイクル率の向上を社員一丸となって目指していきたいと思っております。

環境経営システムについて見直しましたが、環境経営方針については変更しません。